

はじめに

1．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2．取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。

愛知県（以下「県」という。）では、「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けての体制整備を、庁内各部局、関係機関・団体と連携して進めるために、平成17年に知事を本部長とする「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。平成19年12月、中国において、鳥インフルエンザ（H5N1）の親子間の感染が確認され、新型インフルエンザ発生の危機が高まる中、本市においても、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の停滞をきたさないようにするため、平成20年11月に「大府市新型インフルエンザ対応計画」を策定した。

これら国の動き及び県における訓練などの対策推進にあたっての関係機関との検討を踏まえ、県は平成21年1月13日に海外での新型インフルエンザの発生、愛知県内での国内初の患者確認、その後の感染拡大を想定して、愛知県新型インフルエンザ対策本部会議の開催、保健所による患者搬送などの初期対応、医療機関での患者の受け入れや発熱外来の設置・運

営、市町村・医師会等関係機関への連絡などを行う新型インフルエンザ対策総合訓練を行った。

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人²であり、死亡率は0.16(人口10万対)³と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等⁴が得られた。その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生、まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備を進める必要がある。病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりではなく、国においては、平成23年9月、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」の更なる改定を行った。これら国の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえて、県では、平成24年2月に、「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った。また、国は、平成25年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。また、県は特措法第7条に基づき、愛知県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を聴き、平成25年11月「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

1 WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005年(平成17年)WHOガイダンス文書

2 2010年(平成22年)9月末の時点でのもの。

3 各国の人口10万対死亡率日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要(厚生労働省資料による。)

4 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は、2010年(平成22年)6月、厚生労働省新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた。

3. 大府市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

本市は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、学識経験者等の意見を聴いた上で、平成26年9月「大府市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。